

川崎市入江崎余熱利用プール管理運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市入江崎余熱利用プール（以下「プール」という。）の適正かつ円滑な運営を図ることを目的として、川崎市入江崎余熱利用プール条例（平成8年川崎市条例第7号。以下「条例」という。）及び川崎市入江崎余熱利用プール条例施行規程（平成22年水道局規程第62号。以下「規程」という。）で定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(使用時間及び休館日)

第2条 条例第4条第3項の規定により指定管理者がプールの使用時間を変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館するときは、事前に上下水道事業管理者の承認を得なければならない。

(使用料の減免)

第3条 規程第4条第2項の規定により、一般使用料を減額し、又は免除することができる場合は、次のとおりとする。

(1) 一般使用料の一部を減額する場合

ア 市が教育的観点から指導育成を行うことを必要と認める団体が、その目的のためにプールを使用する場合は、一般使用料の5割相当額を減額する。

イ 10人以上の団体等については、各人につき一般使用料のうちの基本使用料に限り2割相当額を減額する。

(2) 一般使用料の全額を免除する場合

ア 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）第4条第4項の規定により、市長の認定に係る公害医療手帳の交付を受けている者及び川崎市公害健康被害補償条例施行規則（昭和49年規則第

107号)第6条の規定により、川崎市公害医療手帳の交付を受けている者並びにその付添者がプールを使用する場合

イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に規定する療育手帳の交付を受けている者及びその付添者がプールを使用する場合

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその付添者がプールを使用する場合

エ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第2条の規定により、被爆者健康手帳の交付を受けている者がプールを使用する場合

オ 幼児、小学生、中学生及び高校生(いずれも市外居住者を含む。)が、毎週土曜日(当該土曜日が祝日の場合を含む。)にプールを使用する場合。ただし、7月第3土曜日から8月最終土曜日までの期間は除く。

カ 公益財団法人日本水泳連盟が実施する泳力検定を受検する者がプールを使用する場合

2 前項第1号の規定により使用料を減額する場合は、カード回数券による使用はできないこととする。

3 第1項第2号及び規程第4条第1項の規定に基づく使用料の免除に際しては、指定管理者は、プール入場時に証明となる手帳又は証明書の提示を求められることができる。

(使用許可の制限等)

第4条 指定管理者は、プールを使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、条例第9条の規定によりプールの使用を許可しない。

(1) 酒気を帯びた者

- (2) 遊泳を通じて人から人に感染するおそれのある感染症にかかっている者
- (3) 管理上必要な指示に従わない者

2 指定管理者は、使用者が次の各号に掲げる事項を遵守しない場合は、条例第10条の規定により、プールの使用許可を取り消し、又はプールの使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 水着及び水泳帽子を着用すること。
- (2) サンオイル及びローションを使用し、又は持ち込まないこと。
- (3) 履物を着用しないこと。
- (4) カメラ及びビデオカメラを持ち込み、撮影しないこと。
- (5) 遊泳の際に、イヤリング、ネックレス、時計等の貴金属を着用しないこと。
- (6) 競技用のゴーグル以外の水中メガネ、眼鏡等のガラス類を使用しないこと。
- (7) 他の使用者の迷惑となると認められる浮具、遊具類等を使用し、又は持ち込まないこと。
- (8) 中学生以下の者の午後6時以降のプールの使用に際しては、成人の付添者がいること。
- (9) 小学校3年生以下の者については、高校生以上の付添者がいること。
- (10) 3歳以下の乳幼児がプールを使用するときは、所定の遊泳用おむつパンツを着用すること。
- (11) プールに入る前のシャワー及び準備運動を励行すること。
- (12) 事故防止及び健康維持のため1時間に10分以上の休憩をとること。
- (13) その他プールの使用に当たり、危険な行為及び他の使用者に迷惑となる行為を行わないこと。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に指定管理者が行った受講者の使用許可については、この要綱の第6条の規定により使用許可したものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年12月1日から施行する。